

幼児教育の無償化について

四国部会提出
説明担当 阿南市

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、3歳から5歳までの全ての子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化措置を平成31年10月からの実施を目指して、具体化に向けた検討を行っているところであるが、社会保障制度の担い手である地方の意見を反映させることが重要と考えるため、以下のとおり強く要望する。

この施策によって保育所の保育料等自治体の財源が減少することとなるため、その財源を確保するため必要な予算措置を講じること。その際、現状の地方消費税交付金の配分方式及び地方財政計画において交付税を含めた一般財源総額を据え置くとされている現状では、必ずしも自治体個別の実施状況を反映しているとは言えないため、無償化に係る実額の負担金、補助及び交付金による措置とすること。

実施時期が平成31年10月とされているが、自治体の実施に係る準備には相当の時間、事務負担及び経費が見込まれるため、国においては早急な制度詳細の公表と準備に係る経費についての予算措置を行うこと。

施策実施によって、保育施設等の利用希望者が増加することが予想され、さらなる待機児童数の増加と自治体事務及び保育・教育現場での負担が増加することが見込まれるため、保育人材の育成・確保、施設整備などの待機児童解消に向けた取り組みに対する財政措置、事務負担の軽減に係る支援、増加する事務に対して円滑に施策を実施するために必要なあらゆる措置を講じること。